

高山市告示第24号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第47条の4第1項の規定により、岐阜県収用委員会から明渡裁決の申立書及びその添付書類（法第47条の3第1項の書類）の写しの送付があったので、法第47条の4第2項において準用する法第42条第2項の規定により公衆の縦覧に供するため、次のとおり告示する。

なお、下記に掲げる土地の所有者及び関係人は縦覧期間内に、また、同土地及びこれに関する権利について仮処分をした者その他損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は岐阜県収用委員会の審理が終わるまでに、法第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により岐阜県収用委員会（岐阜県県土整備部用地課内）に意見書を提出することができるので留意されたい。

令和8年4月16日

高山市長 田中 明

記

1 明渡しを求める土地の所在、地番及び地目

土地の所在 岐阜県高山市花里町六丁目

地番	地目	
	公簿	現況
34番	宅地	宅地

2 縦覧場所

高山市役所建設部建設課

3 縦覧期間

告示の日から令和8年4月30日まで